

— 河川・海岸清掃ごみの分別方法 —

【注意事項】

- ✓ 自治会清掃ごみは汚れた物が多く、洗浄など特別な作業をしないと資源化できませんので、**通常の分別とは異なります。**
- ✓ 海水で濡れたままの物は収集できません。
- ✓ 収集できないごみの例
 - ・テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機及び衣類乾燥機などの特定家庭用機器
 - ・オイル、液体が入ったオイル缶など、液体、**液体が入った物**
 - ・消火器、ガスボンベ、**各種タイヤ（令和4年4月から）**
- ✓ 45L以内の袋を使用してください。

1. 燃やせるごみ 45L、18Lの袋

草・枝木、ペットボトル、発泡スチロール、プラスチック製容器包装など
 ※漁網、ロープは、粗大ごみですので燃やせるごみの中には入れないでください。
 ※枝木は、なるべく袋に入れてください。

2. 河川の藻・水草

乾かして、草・枝木と同様に燃やせるごみとして袋に入れてください。
 集積場所の事情等により、乾かすことが難しい場合は、土のう袋に入れて乾かしてください。
 泥は必ず取り除いてください。

3. 缶 (45L以内の袋を使用)

※びんは入れないでください。
空であること!!
※液体入りは、ダメ!!

4. びん (45L以内の袋を使用)

※金属製のキャップは、必ず外してください。
 ※金属製のキャップは、「缶」の袋に入れてください。
空であること!!
※液体入りは、ダメ!!

5. 燃やせないごみ (45L以内の袋を使用)

※45L以内の袋に入る燃やせないごみ
 ※缶、びん、有害ごみは、入れないでください。

6. 有害ごみ (水銀使用廃製品)

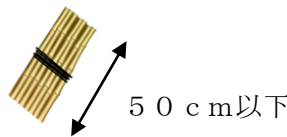
蛍光管、水銀を使った体温計など

7. 有害ごみ (水銀使用廃製品以外)

乾電池、ライター、充電式電池など

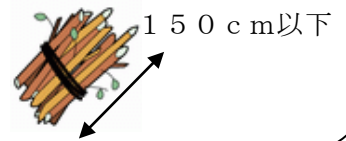
8. 竹

※50cm以下に切り、束ねてください。
 ※1束10kg程度



9. 長い枝・木

※150cm以下に切り、枝を切り落とした後、紐で束ねてください。
 ※1束10kg程度



10. 粗大ごみ ※下記の分類ごとに集積して下さい。

漁網、ロープ

事業系ごみは収集不可。
 ※袋に入れる場合は、漁網、ロープ以外は入れないでください。



プラスチック類



例：ポリ容器

燃やせないごみ (プラスチック類以外)



例：ドラム缶

※収集不可 各種タイヤ(R4.4～)



- ・自動車
- ・自動二輪車
- ・原付自転車
- ・自転車
- ・一輪車 等

↓
 上記【注意事項】を御確認ください。